

平成 18 年度

水防計画書

会津美里町

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	3
第2節 水防計画の概要	3
第3節 水防の責任	3
第4節 県知事の承認	3

第2章 水防組織

第1節 水防組織の概要	4
第2節 水防本部の設置及び組織の事務分担	6

第3章水防活動

第1節 河川等の巡視、状況報告	8
第2節 水防警報の発令	8
第3節水防団の活動	8
第1節 河川等の巡視、状況報告	8
第2節 水防警報の発令	8
第3節 水防団の活動	8
第4節 緊急通行等	10
第5節 被害軽減等の措置	11
第6節 応援要請	11
第7節 決壊・避難のための立ち退き通報	11
第8節 公用負担と費用負担	12

第4章 水防資器材等

第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準	14
------------------------	----

第5章 水防用気象通報、洪水予報および水防警報

第1節 気象台が発表する水防用気象通報	15
---------------------------	----

第2節 洪水予報	15
----------------	----

第3節 水防警報	16
----------------	----

第6章 水防訓練	18
----------------	----

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、福島県知事から指定された指定水防管理団体たる会津美里町が法第32条第1項の規定に基づき、会津美里町の増減にかかる河川・湖沼又は溜池の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減する目的で策定されるものである。

なお、この計画は、会津美里町地域防災計画の部門別計画として、水防活動に関する事項について会津美里町防災会議(以下「防災会議」という。)の審議を経て町長が定めるものである。

会津美里町防災会議組織 …… 資料 - 1 に示す。

第 2 節 水防計画の概要

町内の各河川等に対する水防上必要な監視・予報・警戒・通信・連絡・輸送等、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、その他関係機関における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備等の実施要領を示したものである。

第 3 節 水防の責任

1. 水防管理団体の水防責任

水防管理団体は、法第3条により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2. 県の水防責任

県は法第3条の6により、県内における水防管理団体(市町村)が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第 4 節 県知事の承認

本計画の策定及び変更をしたときは、法第32条第2項に基づき直ちに知事に協議し、審査・承認を受けなければならない。

また、本計画は毎年出水期までに作成し、防災会議に諮らなければならない。

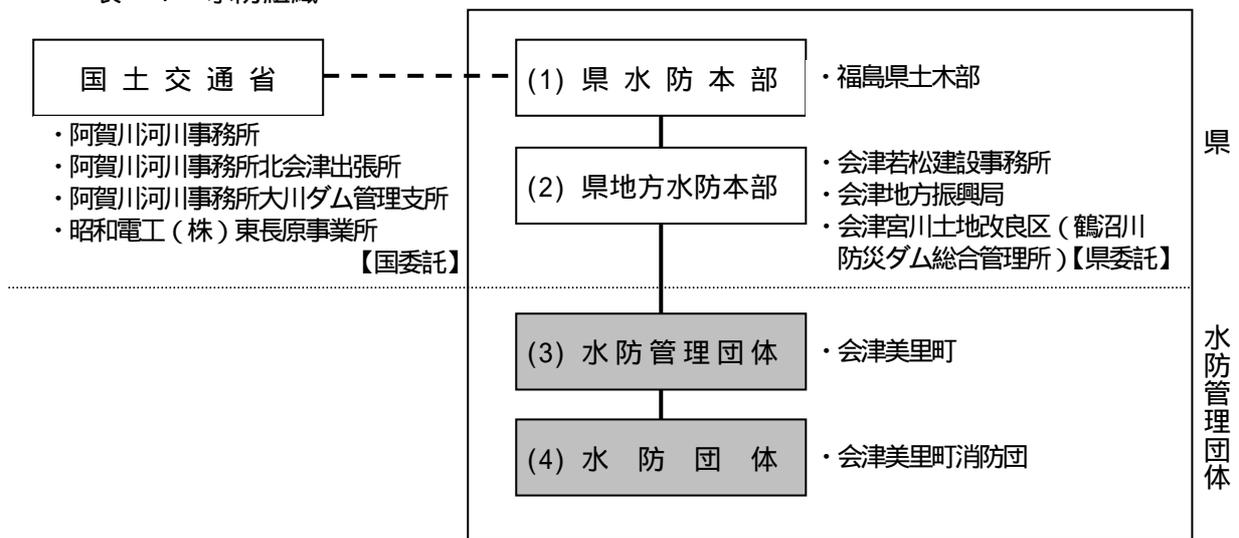
第2章 水防組織

第1節 水防組織の概要

1. 水防組織の構成

水防管理団体は、水防事務の円滑な執行を図るため、表 - 1 により関係する相互の組織との正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

表 - 1 水防組織



2. 各水防組織の役割

(1) 県水防本部

県内の水防事務を総括する。

(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)

(2) 県地方水防本部

県内各地方の水防事務を総括する。

(水防管理団体(市町村)及び県水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体(市町村)の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

(3) 水防管理団体

町の水防事務を総括する。

(県地方水防本部との密接な連携のもとに、水防団等への出動指令(水防法第17条)、他の水防管理者等の応援要請(同法第23条)、決壊の通報(開法第25条)、避難立ち退きの指示(開法第29条)等の業務の実施)

表 - 2 各水防組織の役割（活動内容）

活動内容	県地方水防本部	水防管理団体	水防団等
河川等の巡視及び状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄河川の巡視 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄河川（国・県・市町村管理）の巡視 ・水防団等からの報告のとりまとめ ・県地方水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄河川（国・県・市町村管理）の巡視 ・水防管理団体へ報告
雨量・水位等の通報	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄量水標、雨量計観測 ・県水防本部への報告（原則1時間毎） ・所轄水防管理団体へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄量水標、雨量計観測 ・県地方水防本部への報告（原則1時間毎） ・所轄水防団等へ連絡 	
水防警報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄水防管理団体へ発令 ・県水防本部及び関係県地方水防本部への通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄水防団等へ連絡 	
水防団の非常配備活動状況報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の支援 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ・県水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄水防団等への非常配備発令 ・水防団等からの報告のとりまとめ ・県地方水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体へ活動状況を報告
警察官、他の水防管理団体への援助要請	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体からの報告のとりまとめ・県水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官の出動要請・他の水防管理団体への援助要請・県地方水防本部への報告 	
被害軽減等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施 ・県地方水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策への協力
決壊・避難のための立ち退き通報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退き通報 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊等の通報（県地方水防本部、他の水防管理団体へ連絡） ・決壊後の被害拡大の防止 ・避難のための立ち退き通報（県地方水防本部、所轄警察署長へ連絡） 	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊等の通報 ・決壊後の被害拡大の防止 ・水防管理団体へ状況報告
水防活動の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資材使用状況の整理 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防資材使用状況の整理 ・水防団等からの報告のとりまとめ ・県地方水防本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理団体へ活動報告

3．水防組織間の連絡

- (1) 県水防本部からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ水防管理団体(市町村)に連絡する。
- (2) 水防管理団体(市町村)からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合は、この限りではない。

- (3) 水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第2節 水防本部の設置及び組織の事務分担

1. 水防本部設置基準

水防管理者は、以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに水防本部を設置する。

- (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、及び注意報が発表されたとき。

ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防管理者が必要であると認めた場合に限り設置する。

警報 : 大雨、洪水の各警報

注意報 : 大雨、洪水の各注意報

- (2) 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報に係る通知が県知事から水防管理者に発せられたとき。
- (3) 水防法第16条第1項による水防警報が県知事から発せられたとき。
- (4) 町内において震度4以上の地震を観測したとき。
- (5) その他、水防管理者が必要であると認めたとき。

2. 水防本部の組織

水防本部の組織は、別に定める水防本部組織表による。(資料 - 2)

なお、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部は設置せず、災害対策本部において水防事務も処理する。

3. 水防本部事務局

水防本部の事務局は、総務課消防交通係におく。

水防本部事務局 : 電話 0242 - 55 - 1122

内線 118、119、124

FAX 0242 - 55 - 1199

4. 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切り替えを迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める非常配備要領による非常配備を行う。(表 - 3)

5. 水防本部解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

表 - 3 水防非常配備要領

種 別	配 備 体 制	配備につく時期
水防第 1 配備体制 《水防 1》 (事前配備及び警戒配備)	主に情報の収集及び連絡のため、総務課・産業振興課・建設課・上下水道課の少数の人員をもってあたるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的な余裕があると認められるとき。 a) 大雨・台風期において、大雨注意報・風雨注意報が発令され、なお、警報が発令が予想されるとき及びその他必要に応じ水防本部長が必要と認めるとき。 b) 大雨・暴風雨・洪水警報等の 1 以上が発令されるとき及びその他必要に応じ水防本部長が必要と認めるとき。
水防第 2 配備体制 《水防 2》 (特別警戒配備)	関係各部署の所要の人員をもってあたるもので、災害発生とともに、直ちに水防活動に対応可能な体制とする。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後又は直ちに水防活動の開始が考えられるとき。 a) 大雨・暴風雨・洪水等の警報が発令され、広範囲かつ大規模に災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき及びその他特に水防本部長が必要と認めるとき。
水防第 3 配備体制 《水防 3》 (第 1 非常配備 ・第 2 非常配備)	応急対策を円滑にできる体制とする。 ただし、激甚な災害が発生した場合等は、組織及び機能すべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	甚大な被害の発生の恐れがあり、第 2 配備体制では処理しがたいと考えるとき。 a) 第 1 非常配備 局部的に激甚な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあるとき及びその他必要により水防本部長が当該配備を必要と認めるとき。 b) 第 2 非常配備 大規模な災害が発生し、広範囲な応急対策が必要と認められるときや応急対策が必要なとき及びその他必要により水防本部長が当該配備を必要と認めるとき。

* 状況によっては上位の体制に直ちに移行する場合がある。

* 《 》書は略称

水防本部員の注意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配備が発令されれば直ちに出勤できるよう備えるものとする。
- (2) 第 1 配備体制発令後は出来る限り外出を避け、自宅にて待機するとともに、常に居場所を明確にしておくものとする。
- (3) 本部員の勤務時間は、交代者と引継ぎを完了するまでとする。

第3章 水防活動

第1節 河川等の巡視、状況報告

水防管理団体及び水防団等は相互の密接な協力のもとに、河川、堤防、水門、樋門等の巡視を実施し（重要水防区域、特に病院・福祉施設がある箇所等）水防活動の必要性等の把握に努め、異常等は速やかに県地方水防本部に報告するものとする。

第2節 水防警報の発令

第5章第3節による。

第3節 水防団等の活動

1. 水防団等の召集及び出動

水防管理者は次の事態が生じた場合には、表 - 4 に示す出動指令を発し、速やかに所轄の水防団等を非常配備につかせるものとする。なお、召集は水防法第20条第1項に定める水防信号（資料 - 4）又は水防団出動指令（消防無線・電話等、会津美里町消防団連絡系統図：資料 - 5）とする。

また、水防団の活動状況等（・警戒水位に達したとき・水防団等が出動したとき・水防作業を開始したとき・堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む））を、逐次様式 - 1（資料編P - 8）により県地方水防本部に連絡する。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- (2) 所轄河川等が警戒水位に達する等、治水上の危険が生じたとき。
- (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
- (4) その他、県地方水防本部からの指示があったとき。

2. 水防作業上の留意事項

水防団等は、以下の注意事項に留意し水防活動を行うものとする。

- (1) 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。
- (2) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- (3) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人身を動揺させてはならないこと。
- (4) 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生じる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
- (5) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な処置をとるものとする。

表 - 4 水防団等の出動段階

活動段階	活動等の内容	指令の発せられる時期
第1段階 待機	<p>* 水防団等の足止めを行うもの。</p> <p>団長は、各方面隊長からの情報を基に、逐次情勢の把握に努める。 一般団員は、各分団長の指示の基に、次の段階に入りうるよう準備する。</p>	概ね水防に関係する気象情報等が発せられ、洪水が予想されるとき。
第2段階 準備	<p>* 水防活動の準備を通知するもの。</p> <p>【水防第1態勢】 方面隊長、分団長及び分団4役は所定の詰所に集合し、資器材の整備・点検・作業員の整備計画にあたる。 また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所、及び堤防の巡視等に、その地域の担当分団を中心に団員を召集する。 (第1出動)</p>	概ね河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
第3段階 出動	<p>* 水防団等の活動を通知するもの。</p> <p>【水防第2樹勢】 洪水等による災害の発生が身近に切迫している状況又は発生しているときは、災害想定規模に応じた警戒防御に必要とする団員(半数以上又は所要数)を所定の場所に召集する。この場合、地域担当分団の他に、警戒防御に必要とする人員を確保するため、隣接分団を出動させる。 (第2出動)</p> <p>【水防非常態勢】 大水害により甚大な被害の発生が予想されるときは、全団員を召集し警戒防御につく。</p>	概ね河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
第4段階 解除	<p>* 水防活動の終了を通知するもの。</p> <p>人員を確認し、水防活動の内容を水防管理者(水防本部長)に報告し、解散する。</p>	概ね水防警報等が解除され、かつ河川が警戒水位以下に減ずる等、水防上の危険が解消されたとき。

* なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が発生した場合は、上記に準じ指令を発するものとする。

3．水防受持ち区域

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、洪水による危険が排除するまでの間、水防団等は資料 - 6 の受持ち区域において活動するものとする。

4．重要水防区域

人命、財産等の生産力を守るため特に水防上警戒または防御の重要性を有する区域及び箇所は資料 - 7 による。

5．河川堤防の巡視等

(1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、ア) からエ) の点に留意して随時、河川・堤防を巡視し、方面隊長に連絡するものとする。

また、方面隊長は各分団長からの情報を取りまとめ水防本部長及び団長に報告するものとする。

なお、警戒水位に達したときは、福島県水防信号規則、第 1 信号により地域住民に周知するものとする。

ア) 河川の水位の状況

イ) 河川管理施設の異常の有無

ウ) 道路・橋・その他交通に係るものの被害状況

エ) その他水防上必要と認められる事項

(2) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川・堤防を巡視し、洪水の恐れを察したときは、直ちにその状況を方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告するとともに、第 2 信号を打鐘し、団員を招集し水防作業にあたらせる。

また、作業経過についても逐次方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告する。

(3) 各分団長は堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防活動のため住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第 3 信号を打鐘し水防作業にあたらせ、その旨を方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告する。

(4) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立ち退きが必要と認めるときは、第 4 信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を方面隊長経由により水防本部長及び団長に報告するものとする。

6．水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後 2 日以内に様式 - 2 (資料編 P - 13) により水防本部長に報告しなければならない。

第 4 節 緊急通行等

水防団等は水防上緊急の必要がある場合には、水防法第 19 条の定めに基づき一般交通の用に供しない道路等を通行することができる。

また、水防上緊急車両が通行する必要があるときには、災害対策基本法第 76 条各項の定めにより、支障となる車両の通行を制限し、移動させるなど、水防車両の交通を確保することができる。

第5節 被害軽減等の措置

1. 破堤・越水等の甚大な被害が発生、またはその恐れが大な場合は、県地方水防本部及び水防管理団体は、水防団等と協力して応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるよう努めるものとする。
2. 県地方水防本部は、河川管理施設に被害が発生するかまたはその恐れがある場合に、必要な対策を実施し、被害を最小限に食い止めるものとする。

第6節 応援要請等

1. 警察官への援助の要求
水防管理者は、水防法第22条の規定に基づき、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
2. 他の水防管理団体への応援要請
水防管理者は、水防法第23条第1項の規定に基づき、他の水防管理団体に応援を求めることができる。
3. 民間団体への応援要請
水防管理者は、水防法第24条の規定に基づき、民間団体に対し応援を求めることができる。
なお、県地方水防本部が、水防活動時における民間団体の円滑な応援態勢を得るための協定を締結しているため、適宜応援を求め応急対策にあたる。

第7節 決壊・避難のための立ち退き通報

1. 決壊等の通報
水防管理団体は、堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を県地方水防本部、及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡するものとする。
2. 決壊後の措置
堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体及び水防団等は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。
3. 避難のための立ち退き
水防管理団体は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し水防法第29条の規定による立ち退きまたはその準備を、放送設備その他の広報手段を用いて指示する。
水防管理団体が立ち退きを指示した場合には、その旨を所轄警察署長に通知するものとする。
4. 決壊・避難等の通報
水防通報及び避難場所は資料 - 9による。

第8節 公用負担と費用負担

1. 公用負担

水防のため必要があるときは、水防管理団体及び水防団等は、水防法第28条の定めにより次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に対しては、時価により損失を補償しなければならない。

必要な土地の一時使用

土石、竹木、その他の資材の使用

車両その他の運搬機器の使用

工作物その他の障害物の処分

(1) 公用負担権限証明書

公費負担を命じる権限を行使する者は、以下の証明書を携帯し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

(表面)

第 号
公用負担権限証明書
水防団 何 某
上記の者 区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委任することを証明する。
平成 年 月 日
会津美里町長何 某 印

(裏面)

水防法
第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時借用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価により損失を補填しなければならない。

(2) 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則以下の命令票を目的物の所有者または、これに準ずる者に手渡したのちにこれを行うものとする。

第 号
公用負担命令票
1 目的物 種類 数量
2 負担の内容 使用、収用、処分
平成 年 月 日
様
会津美里町長 何 某 印
事務担当者 何 某 印

2. 費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、水防法第41条の定めにより、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間の協議により定める。

第4章 水防資器材等

第1節 水防倉庫の資器材備蓄基準

水防管理団体は、重要水防区域周辺に水防倉庫を設置し、表 - 6 の基準により必要な資機材を備蓄するものとする。(水防倉庫・備診資器材：資料 - 11)

表 - 6 資器材備蓄基準

品名、規格		単 位	数 量	品名、規格		単 位	数 量
器 材	スコップ	丁	20	資 材	杭木(長0.6~1m、末口5~9cm) 又は鉄筋杭(径16mm以上)	本	300
	掛 矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	ペンチ	丁	5		ビニールシート	枚	60
	お の	丁	5		縄(110~140m/巻)	巻	20
	鋸	丁	5		鉄線(#10)	kg	20
鎌	丁	5	大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)程度	袋	50		

第5章 水防用気象通報、洪水予報および水防警報

第1節 気象台力発する水防用気象通報

1. 注意報及び警報の種類

表 - 7

種類	内容
(1)水防活動用気象注意報 (大雨注意報)	風雨、大雨等によって水害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
(2)水防活動用気象警報 (大雨警報)	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起るおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
(3)水防活動用洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
(4)水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

2. 注意報、警報の発表基準（会津地方）

表 - 8

種類 名称	注 意 報	警 報
大 雨	大雨によって被害が予想される場合 1時間 30mm以上 3時間 50mm以上 24時間 平地 70mm以上 山地 120mm以上	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 1時間 50mm以上(総雨量100mm以上) 3時間 80mm以上(総雨量100mm以上) 24時間 平地 130mm以上 山地 200mm以上
洪 水	洪水によって被害が予想される場合 1時間 30mm以上(総雨量60mm以上) 3時間 50mm以上(総雨量60mm以上) 24時間 平地 90mm以上 山地 140mm以上	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 (大雨警報基準と同じ)

第2節 洪水予報

阿賀川河川事務所は阿賀川において洪水のおそれがあると認められるときは、水防法第10条の第2項の規定に基づき福島気象台と共同して洪水予報を発表する。

阿賀川洪水予報

表 - 9

阿賀川幹川		洪水予報基準地点	担当官署名
大沼郡会津美里町穂馬地先	馬越堰堤 から ま	馬越 宮古 山科	阿賀川河川事務所 福島地方気象台 共同発表
左岸 喜多方市山都町三津合地先			
右岸 喜多方市山都町小舟寺地先			

発表パターン文：資料 - 14 参照

第3節 水防警報

国土交通大臣は、洪水によって災害が起きる恐れがあるときは、水防法第16条の規定により水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告する。

なお、国土交通大臣が水防警報を行う町内の指定阿川は以下のとおりである。

阿賀川（日橋川）

表 - 10

発表担当者	阿賀川河川事務所長	受報担当者	福島県水防本部長	電話	阿賀川河川事務所 TEL：26-6487 マイクログ：723-331、334、335 FAX：0242-26-0526				
河川名	区 間								
阿賀川（幹川）	大沼郡会津美里町穂馬地崎 馬越堰堤 から)						
	左岸 喜多方市山都町三津合地先								
	右岸 喜多方市山都町小舟寺地先			まで					
日橋川（支川）	左岸 会津若松市河東町大字福島地先)						
	右岸 喜多方市塩川町金橋地先 堂島橋 幹川合流点			から まで					
水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	指定水位 (m)	警戒水位 (m)	計画水位 (m)	危険水位 (m)	計画洪水量 (m ³ /S)	
	馬越	大沼郡会津美里町穂馬	レベルメーター	3.40	3.90	8.60	6.40	2,900	
	宮古	河沼郡会津坂下町宮古	レベルメーター	1.50	2.00	5.19	5.19	3,900	
	山科	喜多方市慶徳町山科	レベルメーター	1.80	2.70	7.83	7.60	4,800	
	南大橋（日橋川）	喜多方市塩川町沼尻	レベルメーター	2.60	3.20	5.37	4.96	900	
水防警報の範囲	種類	内 容			発令基準				
	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。			雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められる時。 指定水位に達し警戒水位を越える恐れがあるとき。				
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。			水位・流量その他河川の状況により水位警戒水位以上に上昇する恐れがあるときで警戒水位に達すると予想される時刻の1時間前とする。				

	種 類	内 容	発令基準
水防警報 の 範 囲	解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水位警戒水位以下に復したとき、但し警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
	状 況	水位の上昇、下降、滞水時間、最高水位の大きさ時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜、河川の状況を通知する。

発表パターン文：資料 - 1 5 参照

第6章 水防訓練

水防法第35条の定めにより、次の目的の下に毎年水防団等の水防訓練を行うものとする。

(目的)

水防訓練を通して、水防団員の水防技術の習得・向上により、町の水防態勢の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的として実施する。